

### III 都市計画市素案



# 1 都市計画市素案

## 指定の対象となる区域

緑化地域を

**住居系用途地域全域**に指定

第1種低層住居専用地域

第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域

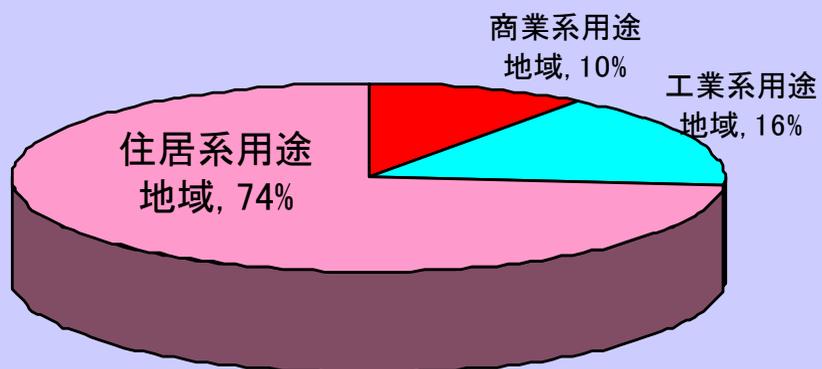
第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域

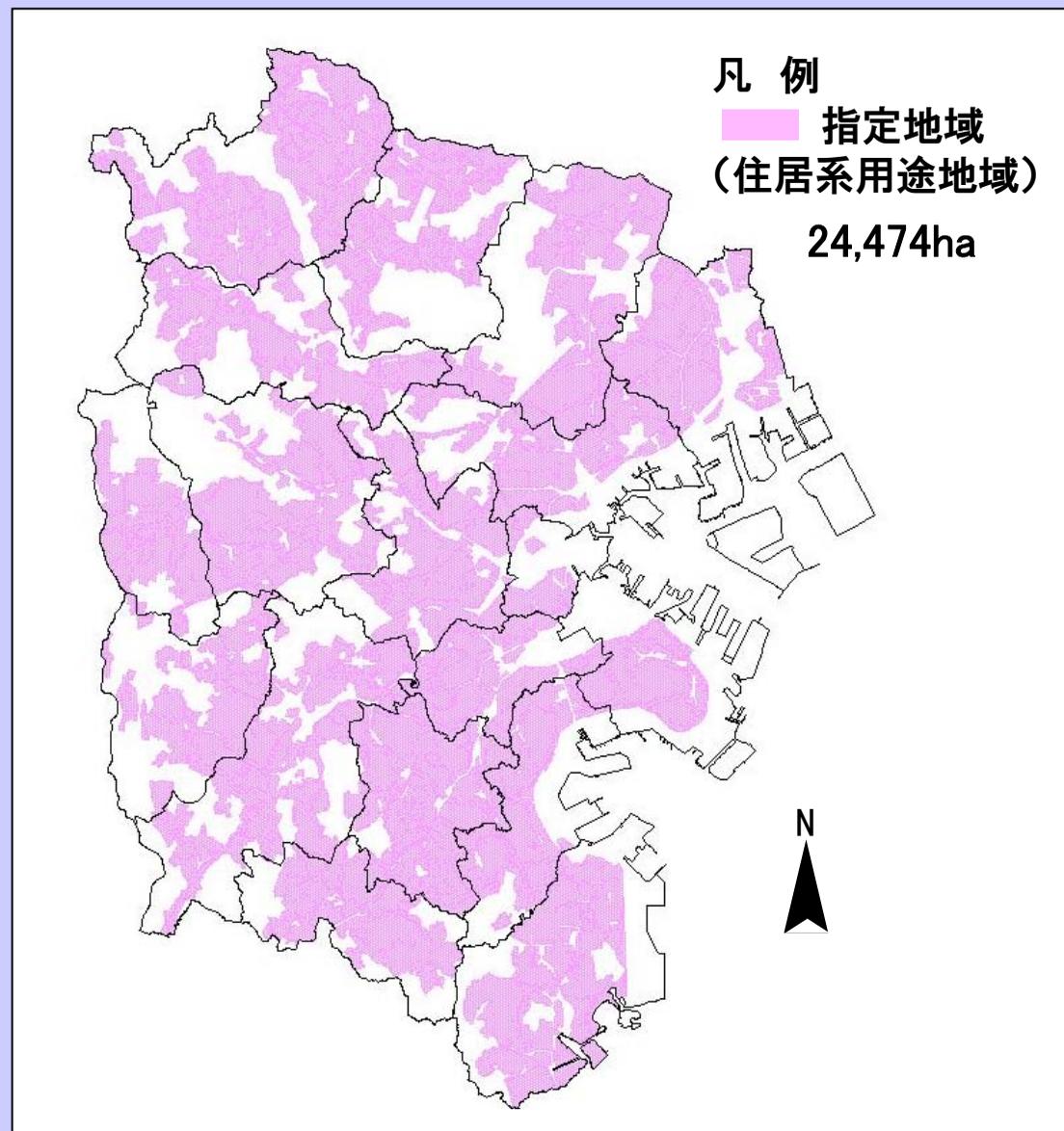
第2種住居地域

準住居地域

【横浜市の用途地域構成比】



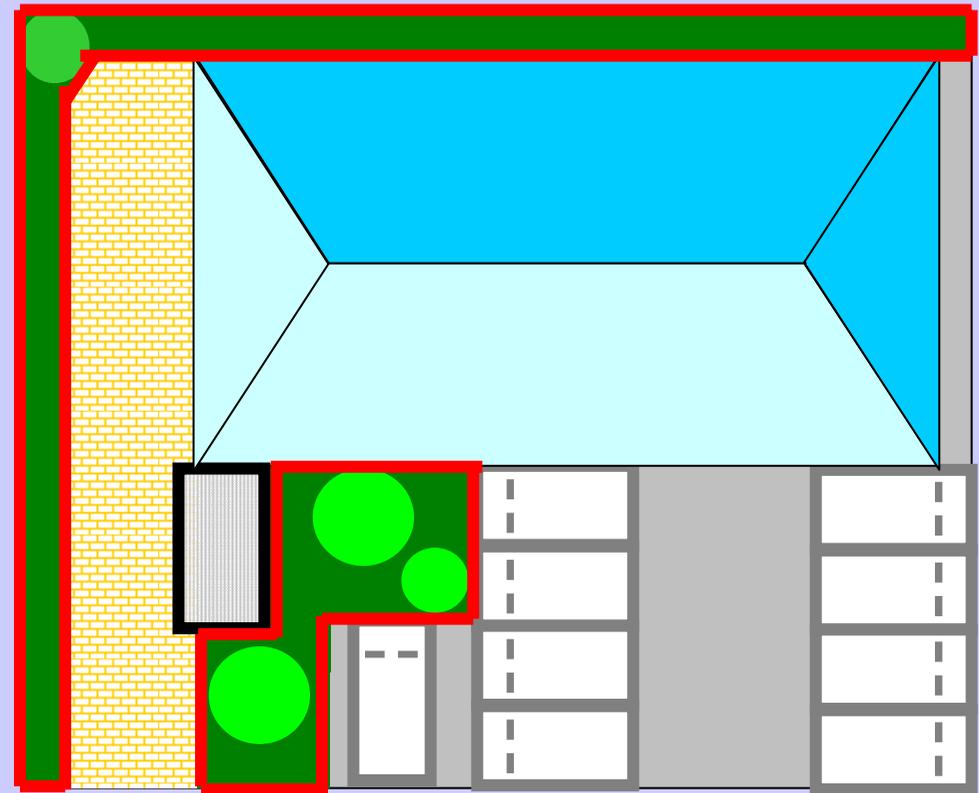
【指定地域】



## ■ 緑化率の最低限度

緑化率の最低限度を

10% に定めます



● 緑化率10%

## （参考）緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模

対象となる建築敷地面積

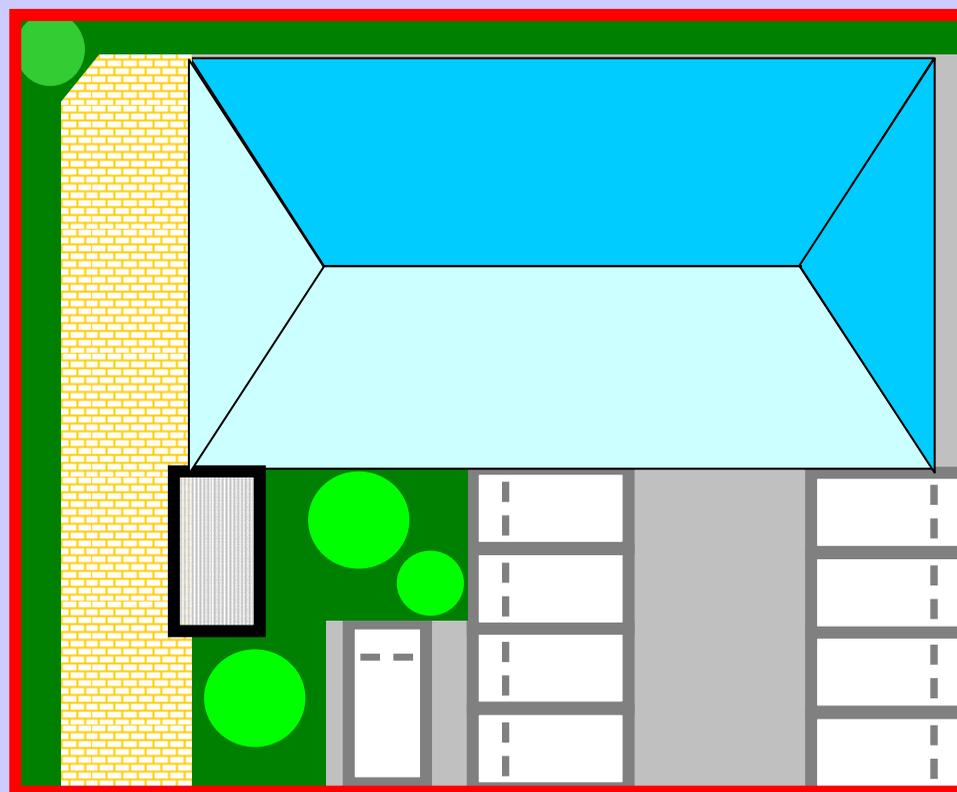
1,000㎡以上を、

市の条例により

500㎡とします。

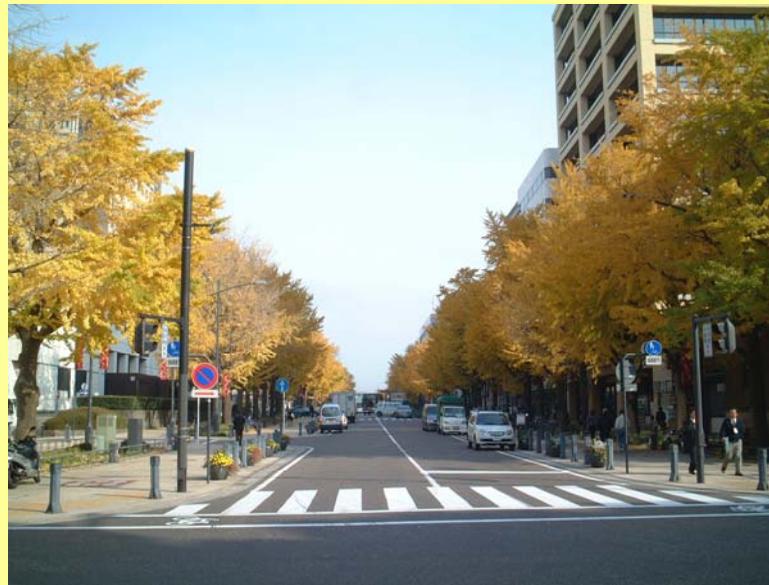
※都市緑地法では、敷地面積の規模は、1,000㎡以上となりますが、条例で300㎡以上～1,000㎡未満の範囲で定めることができます。

条例は、横浜市会で審議されます。



敷地面積500㎡から

# IV 緑化地域制度と既存条例の関係 都市計画手続き



# 1 緑化地域制度と緑の環境をつくり育てる条例との関係

## ■ 緑化地域制度と緑の環境をつくり育てる条例との違い

制度	根拠法等	関連法
緑化推進計画 に関する協議	緑の環境をつくり 育てる条例	なし
緑化地域	都市緑地法	都市計画法 (都市計画決定) 建築基準法 (建築基準関係規定)

# ■ 緑化地域制度と緑の環境をつくり育てる条例との関係

## 緑の環境をつくり育てる条例

区分	建築敷地面積	緑化率
住居系 用途地域	500㎡以上 1,000㎡未満	5%
	1,000㎡以上	10%
	1,000㎡以上の工場	15%

緑化地域  
+  
引き続き  
条例によ  
り協議

## 緑化地域の指定

緑化率	備考
10%	500㎡以上 緑化地域における緑化率の最低限度 を10%に設定

※敷地面積1,000㎡以上の工場では、  
緑化地域の10%の基準に加え、緑の  
環境をつくり育てる条例により15%の  
協議を行う。

## 2 都市計画の手続きについて

### 都市計画市素案説明会（本日）

#### 都市計画市素案の縦覧、公述申出書の配付・受付

期間：10月25日（木）～11月8日（木）（土日を除く8:45～17:15）

場所：まちづくり調整局都市計画課

#### 公聴会（各日19:00～）※公述の申出がない場合は開催されません

11月26日（月）港南公会堂（港南区） 11月30日（金）瀬谷公会堂（瀬谷区）

12月 3日（月）都筑公会堂（都筑区） 12月 7日（金）開港記念会館（中区）

#### 都市計画案作成

#### 都市計画法に基づく都市計画案の縦覧・意見書の受付

#### 横浜市都市計画審議会

#### 都市計画決定告示

#### 横浜市会

※緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模についての条例を審議

### 緑化地域制度の施行

### 3 本日の説明に関する問い合わせ先

---

●緑化地域制度に関すること

環境創造局 環境政策課

(TEL671-2688/FAX641-3490)

●都市計画手続きに関すること

まちづくり調整局 都市計画課

(TEL671-2657/FAX664-7707)